

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書
(号該当)

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十三(五) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む事業年度の年次又は連結事業年度	
	同上の資産の取得年月日	2	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	平 . . 平 . .	
	譲渡した資産の所在地	3					計	
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	譲渡年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	対価の額	6		円	円	円	円	
	譲渡直前の帳簿価額	7						
	譲渡に要した経費の額	8						
	計 (7) + (8)	9						
	差益割合	10						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11						
	取得した買換資産の所在地	12						
	取得年月日	13	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .		
	買換資産の取得価額	14		円	円	円	円	
	ある場合の取得土地等価額	取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	16					
		取得価額 $(14) \times \frac{(15) - (16)}{(15)}$	17		円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18						
	圧縮限度額の計算	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
		圧縮基礎取得価額 (14)又は(17)と(19)のうち少ない金額	20					
		買換取得価額が前期末の取得価額を超過する金額	21					
	前期末の帳簿価額	22						
	圧縮基礎取得価額 $(20) \times \frac{(22) - (21)}{(21)}$	23						
	圧縮限度額 $(20) \text{又は} (23) \times (10) \times (0.8 \text{又は} 0.9)$	24						
	圧縮限度超過額 $(18) - (24)$	25						
	対価の額の残額の計算	対価の額の合計額	26		円			円
		特別勘定	特別勘定に経理した金額	33				円
特別勘定の対象となる金額 (29)			34					
繰入限度額 $(34) \times (10) \times (0.8 \text{又は} 0.9)$			35					
繰入限度超過額 $(33) - (35)$		36						
翌期繰越額の計算		当初の特別勘定の金額 $(33) - (36)$	37					
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	38					
		当期中において買換資産の取得に充てた金額	31					
		翌期へ繰り越す対価の額の合計額 $(29) - (30) - (31)$	32					

P34~P35参照

P35~P37参照

特別勘定を設けた場合
繰入の限度額
繰入限度超過額
翌期繰越額の計算

○ 別表十三（五）「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10220	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10221	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10222	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10223	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10224	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10225	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10226	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10227	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10228	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10229	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第11号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10230	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	区分番号
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第12号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10231	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第13号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10232	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第14号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10233	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第15号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10234	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第16号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10235	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第17号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第18号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10237	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第19号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10238	

※「第68条の78第9項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します

※「第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します

○ 別表十三（五）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	区分番号
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10239	「33」の欄の金額（同欄の金額が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10240	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10241	「33」の欄の金額(同欄の金額が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10242	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10243	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10244	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10245	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10246	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10247	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10248	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第11号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10249	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第12号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10250	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第13号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10251	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第14号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10252	「33」の欄の金額(同欄の金額が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第15号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10253	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第16号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10254	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第17号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10255	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第18号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10256	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第19号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10257	

※「第68条の79第2項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します

※「第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します